

平成 20 年の最初の議会が開催されました。平成 20 年度は、旧 1 市 2 町が合併し、新柳川市となって 4 年目の年となります。また、石田市制にとっても任期最後でもあります。国から与えられた 10 年間という期限の中で、財政基盤の健全化、新柳川市の姿づくりなど多くの課題が多い中、重要な時期にきております。

しかし、合併後続いている旧大和町の問題が相変わらず後を引き、前を向いた議論が希薄な状況が続いています。

今議会で審議された一般会計をはじめとする予算を見てみると、合併による経費節減効果が少しずつ現われてきておりますが、まだまだ解決すべき課題も山積しており、明日の柳川の姿を描くまでには至っておりません。

そういった現状、課題など、今議会の議論を通してご報告いたします。



柳川市議会議員
佐々木 創主

佐々木創主議会報告(19号)

平成 20 年第 1 回定例議会 会期：2 月 29 日～3 月 24 日

今回の議会では、平成 20 年度予算をはじめ 36 議案が審議されました。以下、予算を中心に主なものをご報告いたします。

○平成 19 年度一般会計補正予算（第 4 号）が、全員賛成で可決しました

平成 19 年度予算が、年度末の予算調整により歳入歳出とも 1 億 1381 万 7 千円減額され、予算総額が 281 億 5215 万円となりました。

○平成 20 年度一般会計予算が賛成多数で可決しました

予算総額は、歳入歳出とも 258 億 6800 万円で、平成 19 年度予算 268 億 7,400 万円と比較して 10 億 600 万円（3.7%）の減額となっています。

昨年に引き続き、全体額として減額傾向にありますが、地方交付税や合併特例債など平成 26 年を限りに相当な額が減らされることとなります。したがって、それまでの間に、行政改革を進め、行政経費の圧縮、市債（市の借金）の抑制などを図ると同時に、緊縮財政に適応した予算配分も工夫しなくてはなりません。その適正な予算規模へ移行していくなかでの減額傾向といえます。

まず歳入では、地方交付税が国の地方再生と活性化の対策費が盛り込まれたため 1 億 5 千万円（1.9%）増額しております。地方債（借金）は、前年に比較して 9 億 8460 万円（34.7%）減額されています。

歳出については、まず合併の効果である人員削減（23 人）により、人件費が 2 億 2500 万円減額しています。職員数も、合併初年度の平成 17 年の職員数 602 人から 81 人減って 521 人となり、5 億 77452 万円減額しています。公債費（借金の返済）は、金利 7%以上のものについて金利返済を免除するという国の政策を活用し、一括返済するため増額しています。建設事業費の減額理由は、平成 19 年度には藤吉小学校、桜の木団地の建設費があったためです。

具体的な事業については、市民サービス、市民生活に支障をきたさないよう、ほぼこれまで通りの予算となっています。そのなかで目新しいものとして、公共事業の電子入札制度導入費、市民が水に触れあうイベント「水フェスタ（仮称）」費、矢ヶ部小学校学童保育所設置費、保育所に通う第 3 子以降の交付金が認可外の施設や在宅まで広げられます。妊婦検診についても 4 回まで無料化するということになりました。旧三橋、大和から要望のある校区公民館について、整備に向けての調査費が計上されています。柳川市民会館は、昭和 46 年の建設であるためリニューアルと耐震補強のため調査されることとなります。詳細については紙面の関係で、私のホームページのトピックスをご覧ください。

歳入予算				
(単位千円)				
	平成 20 年度		平成 19 年度	増減率
	予算額	構成比	予算額	
地方税	6,656,804	25.7%	6,608,904	0.7
地方譲与税	362,000	1.4%	375,000	△3.5
利子割交付金	40,000	0.2%	35,000	14.3
配当割交付金	36,000	0.1%	18,000	100
株式譲渡所得割交付金	15,000	0.1%	20,000	△25.0
地方消費税交付金	630,000	2.4%	680,000	△7.4
自動車取得税交付金	180,000	0.7%	220,000	△18.2
地方特例交付金	68,800	0.3%	65,000	5.8
地方交付税	8,050,000	31.1%	7,900,000	1.9
交通安全対策交付金	16,000	0.1%	18,500	△13.5
分担金・負担金	458,946	1.8%	453,056	1.3
使用料・手数料	367,090	1.4%	372,127	△1.4
国庫支出金	3,321,102	12.8%	3,604,293	△7.9
県支出金	2,052,964	7.9%	2,005,468	2.4
財産収入	65,670	0.3%	42,913	53.0
寄附金	3	0.0%	3	0
繰入金	925,580	3.6%	947,600	△2.3
繰越金	150,000	0.6%	150,000	0
諸収入	622,641	2.4%	524,136	18.8
地方債	1,849,400	7.1%	2,834,000	△34.7
合計	25,868,000		26,874,000	△3.7

歳出予算				
(単位千円)				
	平成 20 年度		平成 19 年度	増減率
	予算額	構成比	予算額	
人件費	5,015,357	19.4%	5,240,363	△4.3
物件費	2,772,397	10.7%	2,816,467	△1.6
維持補修費	164,700	0.6%	172,500	△4.5
扶助費	5,329,560	20.6%	5,316,516	0.2
補助費	2,186,276	8.5%	2,200,608	△0.7
公債費	3,442,753	13.3%	3,089,336	11.4
積立金	28,500	0.1%	3,850	640
投資及び出資金	15,200	0.1%	53,556	△71.6
貸付金	321,472	1.2%	321,472	
繰出金	2,766,181	107%	2,621,130	5.5
普通建設事業費	3,825,604	18.8%	5,032,008	△24.0
補助事業	1,757,950		2,395,571	△23.4
単独事業	1,786,982		2,771,464	△21.3
県営事業負担金	274,327		417,973	△34.4
他団体事業負担金	6,345		47,000	△86.5
災害復旧事業	0		6,194	
補助事業	0			
合計	25,868,000		26,874,000	△3.7

○その他平成20年度特別会計予算が可決しました

(単位：千円)

名称	平成 19 年度	平成 18 年度	比較	増減率
国民健康保険特別会計	9,802,000	9,917,000	△169,000	△1.7%
老人保健特別会計	1,281,000	8,816,000	△7,535,000	△85.4%
後期高齢者医療特別会計	843,000	0		
下水道事業特別会計	1,482,057	1,907,000	△424,943	△22.3%
住宅新築資金特別会計	8,427	7,276	1,151	15.8%
公共用地先行取得特別会計	5	5	0	0.0%

(単位：千円)

水道事業会計	平成 19 年度		平成 18 年度	
	収入	支出	収入	支出
収益的収支	1,365,648	1,347,323	1,383,875	1,411,536
資本的収支	44,918	910,717	436,419	783,678

収益的収支とは、施設の運転・管理等水道事業を運営するための経費とその財源です。

資本的収支とは、水道施設を建設・整備するための投資的経費とその財源です。

昨年の議会報告でお知らせしたとおり、老人医療は、4月から75歳以上の後期高齢者医療制度へと移行し、福岡県の全市町村が加盟する広域連合で行われることになるため、新たに特別会計が設けられました。

この制度は、都道府県ごとに保険料が設定されますが、福岡県は、医療費の支出が全国トップレベル

であるため、全国平均の保険料が一人約 6,300 円であるのに対し約 8,000 円と全国でも最も高くなっています。

その要因として介護保険と同じように、福岡県内でも筑豊地区の医療費支出が多いためであるようです。介護保険では、その不公平をなくすため 3 段階の保険料となっており、柳川市は最低レベルの保険料となっております。

この後期高齢者医療の福岡県広域連合においても、介護保険同様、筑豊地区と柳川市をはじめ他の地域では、医療費に差が出てくることが予想されます。したがって、今後その不公平をどういう形で解消していくのか、広域連合の柳川市選出の議員である市長に積極的に働きかけていくよう求めました。

○市の組織が見直されることになりました

行政改革による職員数・管理職の減少や事務統廃合による効率的な組織への移行、市の施策の効率性、新たな政策課題への対応といったことから、4 月から下記のように組織が見直されることになりました。

新たに設置されるもの：収税対策課、産業活性化推進室

分離されるもの：観光まちづくり課→観光課、まちづくり課

福祉事務所→福祉課、子育て支援課

統合されるもの：市民サービス課、地域サービス課→市民サービス課（大和・三橋庁舎）

名称が変わるもの：保険年金課→健康づくり課

○市特別職の報酬が改定されました

柳川市には、適正な行政運営を行うため、有識者や市民の意見を聞く目的で様々な審議会や委員会があります。その委員の報酬が改定され、これまでの日額 5,000 円から 4,000 円となりました。

また、**公民館関係者の報酬も改定**されました。公民館活動については、旧柳川は、小学校区ごとにある公民館施設を拠点として活動していますが、大和町、三橋町は、公民館施設はなく行政区ごとの活動が中心となっています。したがって、旧柳川と大和町、三橋町の公民館関係者の活動形態も異なっており、その報酬も統一されていません。全市的な統一が望まれるところですが、今回、第 1 段階として旧大和と三橋の報酬が統一されることになりました。

名称		三橋地区	大和地区	柳川地区
公民館長 (旧中央公民館長)	現行	月額 190,300	月額 190,300	
	改定	月額 155,000	月額 155,000	
校区公民館長	現行	年額 115,200	年額 81,700	月額 62,000
	改定	年額 112,000	年額 112,000	
校区公民館主事	現行	月額 36,600	月額 77,000	月額 155,000
	改定	月額 30,000	月額 30,000	
校区公民館主事補				月額 124,000
校区公民館専門委員				年額 7,700
地区公民館長	現行	年額 32,000	年額 4,500	年額 3,000
	改定	年額 30,000	年額 30,000	年額 5,000

○健康診断のあり方が変わります

昨今「メタボリックシンドローム」という言葉の流行に象徴されるように、生活習慣病に対する国民全体の関心が高まっています。心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病といった運動不足や肥満による高血圧によって引き起こされる病気が今や国民病とまで言われている状況です。国も、高齢化率の高まりとともにそういったことによる医療費の抑制を目的として、生活習慣病予防の方針を打ち出しました。

それを受け、柳川市でも特定検診と特定健康指導が行われることになりました。

これまでも国民健康保険加入者の 40 歳以上について、市が健康診断を実施していましたが、受信

料がこれまでの 1,500 円から 1,000 円程度に引き下げられる予定です。

また、その診断結果をもとに、生活習慣病の進行度合いによって、積極支援、動機付け支援、情報提供支援といった改善指導などを行っていくこととなります。

○柳川の景観、美しいまちづくり

最近、柳川のまちづくりをしていくうえで、さまざまな課題が浮かび上がってきました。住んでよかった。これからも住み続けたい。そういうまちづくりをしていく上で、大きなポイントとなるのが景観であり、いかに美しいまちづくりをしていくかであります。そこで、柳川の景観形成について一般質問をもとにご報告いたします。

景観作りの動き

私たちの暮らす街や生活環境を見てみると、昭和の大合併以来、高度経済成長、宅地開発、車社会の到来、幹線道路の整備と、生活の向上、便利さの追求、新しいものがもてはやされ、昔からあるものが姿を消してきました。

昨今、その街が本来持っていた歴史、文化に根ざした武家屋敷や町屋、段々畑、里山、田園、掘割といった、そこに住む人が創り上げた景観というものの価値が評価されるようになってきています。

国も、平成 16 年に、「景観法」「都市緑地保全法」「屋外広告物法」のいわゆる「景観緑三法」を整備し、景観づくりについて地方に権限を与え、財政支援策を用意して、個性あるまちづくりの後押しを始めました。そういったものを活用し、景観条例などを整備し、国の支援策を活用して景観づくり、美しいまちづくりに成功した例が数多く報告されています。

柳川市の現状

柳川市は、ご紹介するまでもなく独特の掘割の景観を持つ水郷として全国的にも有名ですし、北原白秋をはじめとする多くの文化人を輩出し、柳川藩の城下町としての歴史文化の街であります。また、千数百年の歴史の中で創り上げられた蒲池のクリーク集落、近世の歴史遺産である干拓堤防、こういったものも重要な文化的景観として国から評価されています。

しかし、国の法整備が平成 16 年であり、国の支援策を活用するための前提となっている景観条例はおろか景観計画さえも出来ておりません。やっと今景観計画作成に着手されようとしている段階で、執行部に対しスピードアップをすべきであると指摘し、前向きな回答をもらいました。

浮かび上がった課題

武家屋敷、歴史建築物

柳川市には、昔ながらの武家屋敷や町屋が残っています。特に、武家屋敷は現在 9 軒を残すのみとなっています。それは、冒頭にも述べたように生活様式の変化、不便な屋敷ではなく新しい文化住宅がもてはやされ、一つ一つと姿を消してきました。

しかし、今回のその中の一つ袋町の渡辺邸が売りに出され、取り壊され分譲地となることが明らかとなりました。武家屋敷などの保存活用は、財政的なことを含め全国的にも自治体関係者を悩ませてきました。しかし、先ほど言った景観計画、景観条例を整備し、国の財政支援を活用し、保存活用を実現しています。

そこで、景観計画の早期策定、武家屋敷など歴史建築物の根本的な保存活用策の検討を求め、執行部もそれぞれの評価も含め前向きに取り組むと答弁しました。

特に、渡辺邸は柳川藩の剣術指南役の石碑が立ち、柳川百景にも選ばれているものです。そこは、川下りコースの鶴味噌の並倉から眺望できる立地であり、屋敷自体は柳川藩 15 代藩主立花鑑賢公が高畑に三柱神社を造営された折の余分となった部材を渡辺家が譲り受け建てられたものです。売却されるまで残すところ 1 年しかありません。執行部に保存活用を強く求めました。

マルシヨクと商店街駐車場

京町商店街にあるスーパー「マルショク」が今年の5月に撤退し、更地となることが明らかとなりました。商店街にとって核店舗ある「マルショク」の撤退は大きな衝撃であります。また、柳河、城内地区の方々にとって歩いていけるスーパーの撤退は日常生活に大きな不安を投げかけています。

このマルショクの裏側に**商店街の駐車場**がありますが、それは外堀にフタをかぶせた形となっています。車社会の到来と同時に整備されたこの駐車場は、大きな役目を果たしてきました。

この駐車場について、これまで何度となく駐車場を撤去し、掘割を復活させて、観光を含めた活性化策が問われてきましたが、駐車場がなくなるとマルショクが出て行ってしまい、商店街が大打撃を受けてしまうということで、立ち消えとなってきました。

今回、その議論の焦点であったマルショクの撤退が現実のものとなりました。そうであっても駐車場の存在は商店街にとって死活問題であることも事実です。しかし、私はこれをチャンスと捉えるべきではないかと思えます。というのも、まず**駐車場を撤去し、掘割を復活すれば、京町商店街、マルショク跡地と掘割景観がつながること**になります。また、**マルショク跡地の活用**に関し、私は国が進める地方の商店街、中心市街地の活性化策である「**にぎわい創出事業**」などの様々な支援策を活用すべきだと考えます。跡地の活用と掘割の復活を商店街活性化、景観形成の**一体のもの、起爆剤として、行政が商店街をバックアップし、リードしていかなくてはならない**と思えます。

これに関し、任期最後の年である市長のやる気を期待しましたが、マルショクの動向と意思を確認するなど、なんとも消極姿勢ばかりで、全く不満の残る答弁に終始しました。

掘割の水

柳川の掘割の水は、市民に潤いを与え、防火用水、農業用水、観光と様々な恩恵を与えてくれる大切なものであり、水をたたえる掘割の景観は私たち柳川の財産であり、誇りとするものです。

昨年、その掘割に水が全く無くなるという事態が起きました。夏の干ばつでは何度か経験しましたが、異常気象とは言え11月というタイミングは初めての経験でした

柳川の掘割は、矢部川一本に水を頼っているため、掘割を掘り、水をためる目的で、網の目のように、その距離は700kmにおよびます。雨が降らないときでも皆が少しずつ分かちあい、多いときには**少しずつ被りあうという「もたせ」のシステム**の上に成り立っていました。しかし、イビや樋門などの「もたせ」のシステムが崩れてしまっており、少ない時はまさに我田引水、多いときは下流ばかりが浸かってしまうといった状況になっております。そのイビや樋門の管理は、農業関係団体や地域ごとの管理に任されており、総合的な管理が出来ていません。したがって、**行政主導でその総合的な管理システムの再構築の必要性と、重要なポイントについては行政直轄での管理**を求めました。

また、**昨年の干ばつの折でも柳川に水を運ぶ二ツ河から直接水を取り込む上流部は水が潤沢で、あまった水は塩塚川に排水**という、下流部にとってはなんともうらやましい状況であったといえます。そこで、この二ツ河を見てみると、沖端川から水を取り込んだ**二ツ河の水深はかなりあります**が三橋町の**蒲船津あたりで急に浅く**なっております。ここが堰の役目を果たし、上流部は水を取り込むことができるということになります。その二ツ河の水の取り入れ口と蒲船津の川底の高低差はどれくらいあるのでしょうか。しかし、市では把握していないということです。

もし、その高低差が**1メートルあるとすれば20cm、30cm少なくしてやるだけで、上流地域が優先して水を取り入れながら、これまでより少しでも下流部が水を受け取ることができる**ということになります。まずは、高低差が判らないことには話になりません。以前と違い上流部も下流部も同じ柳川市です。行政の、市長のやる気と実行力を求めました。

少ないときは少しずつ分かち合い、多いときは**少しずつ被りあう**という先人の築き上げた水のシステムの再構築を実現しなくてはなりません。

○市の職員の書類送検問題

市の職員が福岡検察庁久留米支部に書類送検されたことが報道され、議会でも取り上げられました。

内容は、平成16年に市の依頼を受けた柳川市土地開発公社が柳川ホテル跡地を購入した際、県から書類の不備を指摘されたため、担当者が市長と土地開発公社理事長の公印を無断で使用し業務委託

書作成をしたということで、有印公文書偽造の疑いで書類送検されたというものです。

旧柳川市議会でも土地の購入の目的や経緯について一部議員が取り上げていました。しかし、何故今頃になってということと、何故一担当者が書類送検される事態になってしまったのか驚きであります。

執行部からの説明によると、以前から警察で内偵調査が行われており、平成 18 年、関係する職員数名が事情聴取を受けていたということ。そして、有印公文書偽造の疑いがあるからということで警察から被害届を出すよう求められたため、平成 19 年 6 月に被害届を提出したということです。

確かに、正規の使用方法にとらずに公印を使用したということは大いに問題であります。しかし、土地購入については、市長から正式に購入の指示がなされており、その指図書には市長の公印が適正に押されており、その事務的なミスを補うためのものであり、到底悪意のある使用ではないはずですし、この担当者のみならず管理職、公印の管理部署も承知していたと見るべきでしょう。であるならばこの件は、公印の使用法、管理方法について行政内部で注意なり是正をすれば済む話であります。

それをこの一担当者がすべて責任を取らされる形になってしまうことは、誠に遺憾であります。

したがって、私は、市長が被害届を取り下げ、当局に寛大な処置をお願いすべきではないかと求めました。それに対し、市長は、それが出来るのか検討したいとの答弁に留まりました。

それにしても、何故柳川市の内部情報が警察の知るところとなり、表ざたになって書類送検という事態になってしまったのでしょうか。ある人によれば、この土地購入は石田市長と選挙で戦った河野前市長の時のことで、土地購入に絡み利権が動いたのではということ、これまで続く市長への攻撃に対する市長派の報復と見るべきとの話もありました。そうであるならば、報復の報復、応酬の構図となってしまいます。これが、何を生み出すのでしょうか。

石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会

議会最終日、14 名の議員による上記の特別委員会設置が提案され、16 名の賛成多数で設置されることになりました。これまでも、市長および市長派議員と反市長派議員との対立と混乱はこの紙面でも伝えてきました。市民プールから始まり、合併処理浄化槽、ピアス問題、漁業団地、同和会補助金、そしてまた旧柳川ホテル土地購入に関連する職員の書類送検と、混乱が後を絶ちません。

旧大和町に端を発する問題がほとんどであります。これまでの議論を見てみると、もう少しお互いが前に踏み出したり、場合によっては市長が発言を撤回すれば問題にならなかっただろうというものもありました。追求が厳しければ厳しいほど、市長も態度を硬化させ、うまく話をそらし、前の発言と明らかに矛盾する答弁ということも多々ありました。確かに、場当たりの、その場しのぎの発言は頭を下げたくなるものも少なくありませんが、特別委員会を設置して、どういった結論を導き出すのでしょうか。旧大和町議会のように懲罰でも与えるつもりでしょうか。

私は、市長のマニフェストを始め、行政運営、市長としての姿勢、そういったことを踏まえ、行政のチェック役である議員として、明日の柳川創りとそのための課題解決を本論として、様々な場面で議論をしてきましたし、これからもそうしていくつもりです。市長、議員の評価というものは、そういった議論、行動を通じた結果であり、大切なのは今何をするのか、何をしなくてはならないのかだと思います。

平成 20 年 3 月 27 日
柳川市議会議員
佐々木創主

柳川市新外町 119-2
TEL:0944-74-1907
FAX:0944-75-6058
e-mail:soshu.s@nifty.com
<http://homepage3.nifty.com/soshu/>